

公安委員会	次期通常国会提出予定法律案	令和8年1月15日
説明資料No. 1	件名・要旨について	長官官房

1 概要

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

【組織犯罪対策第一課】

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる。

○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

【警備第一課】

最近における小型無人機等をめぐる状況に鑑み、重要施設に対する危険を未然に防止するため、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を拡大するとともに、対象施設及びその指定敷地等の上空以外の対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の違法な飛行を行った者に対する罰則を設ける等の措置を講ずる。

2 今後の予定

令和8年1月、「内閣提出予定法案等件名・要旨調」として内閣官房から公表予定。

公安委員会 説明資料No. 2	「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について	令和8年1月15日 警 備 局
<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none">○ オウム真理教主流派Alephは、令和5年3月21日から現在まで、合計6度にわたり団体規制法第8条の再発防止処分に付されており、施設の全部又は一部の使用及び金品等（お布施等）の受贈与が禁止されている。○ Alephは、再発防止処分決定以降も、依然として観察処分に基づく要報告事項のうち構成員や資産等の一部不報告を続け、公安調査庁の書面による是正指導にも応じていない。○ 公安調査庁は、現在の再発防止処分の期限である令和8年3月20日以降も引き続き同処分に付する必要があると認め、改めて、公安審査委員会に再発防止処分を請求する方針を決定。○ 同法第12条第2項において「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されていることを踏まえ、令和7年12月17日付けで、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。 <p>2 再発防止処分の内容（令和8年3月21日から6か月間）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 施設の全部又は一部の使用禁止 全部使用禁止～4施設、一部使用禁止～11施設（1施設減）○ 金品等の受贈与の禁止 <p>3 警察庁長官の意見</p> <p>当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>1月下旬、公安調査庁長官が公安審査委員会に再発防止処分を請求予定</p>		